

関係者各位

お 知 ら せ

**中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の
課税期間の延長について**

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）、スペイン及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）」に基づき、平成 20 年 9 月 1 日から本（平成 31）年 3 月 4 日までを課税期間として不当廉売関税が課されております。

このうち、課税期間延長申請のあった中華人民共和国産電解二酸化マンガンについて調査を実施した結果、当該課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入が継続し、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められることから、当該課税期間が 5 年間延長されることとなりました。

なお、日本向け輸出の再開見込みがないスペイン及び生産から撤退した南アフリカ共和国の産品は、延長申請には含まれていません。

つきましては、下記をご参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

本件に関して不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門へ照会願います。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる電解二酸化マンガン

2. 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

3. 税率

中華人民共和国	46.5%
貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司 (GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.)	34.3%

4. 課税期間

平成 20 年 9 月 1 日～平成 36 年 2 月 29 日

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第 1 部門（電話番号：078-333-3086）